

うちの子ノート



(愛犬手帳)

ちゃんの記録

～犬を飼い始めた方へ～



八王子市保健所

【犬の年齢と健康】

【大切な家族のために守りましょう】



3、5 ページ

【犬の登録】



犬の登録は一生に
1 回です。

8 ページ

環境大臣指定登録機関または保健所・市役所・事務所

【狂犬病予防注射】



狂犬病予防注射は毎年 1 回、
4 月 1 日から 6 月 30 日の間に
受けさせてください。

11 ページ

動物病院

【引越し等（犬の所在地変更）】

【譲渡等（犬の所有者変更）】



10 ページ

【飼い犬が迷子になってしまったら…】



※1

12 ページ

【災害時の備え】



※2

13 ページ

【飼い犬の手続き窓口】



21 ページ

【飼い犬がひとをかんだ場合には…】



※6

24 ページ

犬の年齢と健康

犬の人間の年齢のめやす

小型・中型犬	人間
	
2カ月	3歳
6カ月	9歳
1歳	17歳
1歳半	20歳
2歳	23歳
3歳	28歳
5歳	36歳
7歳	44歳
10歳	56歳
12歳	64歳
15歳	76歳
20歳	96歳

(種類や飼育状況などにより個体差があります)

【1歳未満の犬】

まだ免疫力が弱いため、体調が悪そうならすぐに病院に連れていきましょう。

※ 犬は生後 6~7 カ月くらいで性成熟します。

【1~5歳の犬】

定期的に健康診断を受けて健康を維持しましょう。

【5~10歳の犬】

代謝が低くなりはじめるので、肥満防止を心がけましょう。

【10歳以上の犬】

加速度的に老化します。
普段の様子に気を付け、異常があればすぐに動物病院に連れていきましょう。



犬にあたえてはいけないもの

- ねぎ類（玉ねぎ、長ねぎ、にんにく、ニラなど）

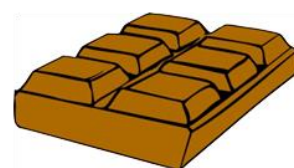
「アリルプロピルジスルファイド」という成分が赤血球を破壊し、血尿、胃腸障害、貧血などを起こします。この成分は加熱しても壊れません。ねぎ類を煮込んだ煮汁にも成分が溶け出しているため、あたえてはいけません。



- カカオ成分を含む食材

チョコレートやココアの原料カカオに含まれる「テオブロミン」という成分が中枢神経を刺激し、不整脈、けいれん、嘔吐などを起こします。

犬はあまいものを好むので十分気を付けましょう。



- 塩からいもの

とりすぎた塩分は体内に蓄積され、腎臓などに大きな負担をかけます。人と同じ味つけの食べ物は塩分過剰となり、体に悪影響を及ぼします。

ほかにもあたえてはいけないものがあります。個体差もあるので、獣医師に相談しましょう。



※4

大切な家族のために守りましょう

八王子市動物の愛護及び管理に関する条例（平成27年4月1日施行）では、以下のことを定めています。

飼い主になろうとする者の遵守事項（条例第6条）

飼おうとする動物のことを勉強し、環境にも配慮して、終生にわたる飼育ができる動物を選ぶこと。

犬の飼い主の遵守事項（条例第9条）

- 飼い犬が逃げたり、人に危害を加えないように管理すること。
- 飼い犬にとって十分な運動をさせること。
- 飼い犬のフン、尿を片付けること。
- 飼い犬に適切なしつけをすること。

□ 繁殖を望まない場合は繁殖制限を行いましょう。

□ 動物が苦手な方や環境にも気を配りましょう。

□ 動物は愛情と責任をもって最後まで適正に飼いましょう。

□ 飼い方や習性など、動物について正しい知識を持ちましょう。

※3

□ どうしても飼い続けることができない場合は、新しい飼い主を見つけましょう。



愛犬がいつまでも幸せに暮らすために

犬を迎え入れるということは犬の命を預かるということです。愛犬が最期まで幸せな生活を送れるように、責任を持って飼いましょう。

老犬になり、介護が必要になることもあります。
周りの人やかかりつけの獣医師に相談しながら
お世話していきましょう。



突然の入院や引っ越しなどは、誰しにも起こりうることです。愛犬を飼えなくなるような万が一の事態に備えて、愛犬を預けられる人やお世話してくれる人を見つけておきましょう。新しい飼い主を見つけるまでが飼い主の責務です。

お世話できるだけの数にしましょう

犬を飼うことはお金も手間もかかります。お世話できる数を越えた犬を飼うと、せっかく迎え入れた愛犬をきちんとお世話できなくなってしまいます。

犬は年1～2回出産し、1回に出産する子犬の数は5～10頭ほどです。あっという間に頭数が増え、貰い手を探す負担も大きくなります。

望まない繁殖を防ぐために不妊去勢手術を行うことを検討しましょう。



繁殖をコントロールできるだけではなく、様々な病気のリスクを軽減できます。

愛犬家なら守りたい グッドマナー

は なく(放)さない

しっかりとリードをつけ、常にコントロールできる長さで散歩をしましょう。

ち いき(地域)への配慮

動物が苦手な方やアレルギーを持った方などにも気を配り、みんなが快適に暮らすことができるようにしましょう。

お 届けは忘れずに

次のようなときには届出が必要です。

- 住所や飼い主などが変わったとき
- 愛犬が亡くなったとき
- 愛犬が人にケガをさせてしまったとき

お手続きについては
8 ページへ



う ち(家)でトイレ

家で排せつする習慣を身につけさせ、散歩をトイレの時間からコミュニケーションの時間に変えましょう。

外で排せつしてしまったら、尿は十分な量の水で流し、糞は必ず持ち帰りましょう。

じ ゅんび(準備)して安心 災害対策

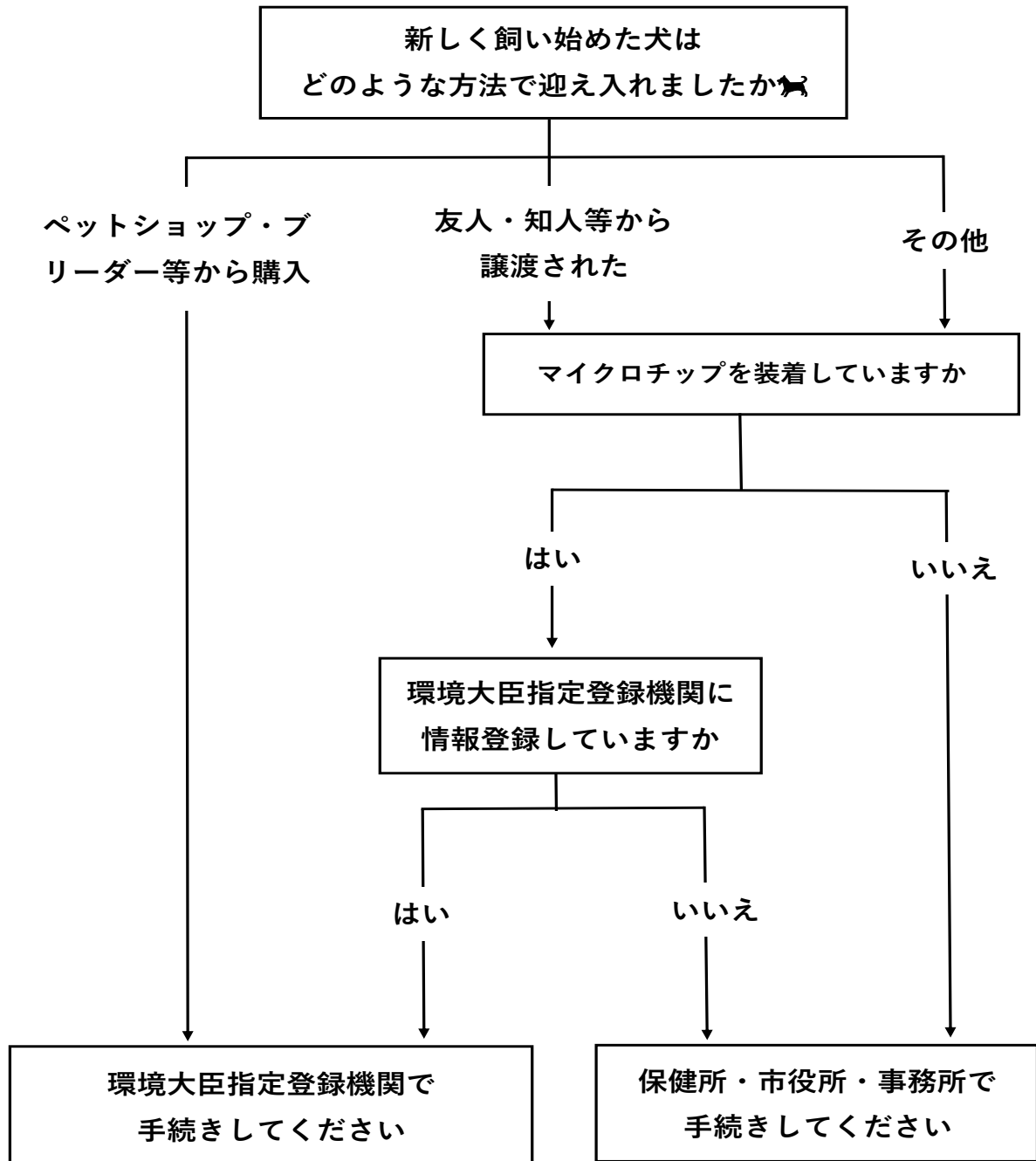
日頃から鑑札やマイクロチップなどの身元表示や鳴き声・トイレなどのしつけをして災害に備えましょう。

また、愛犬のための持ち出し袋も用意しましょう。

飼い犬の手続き

1 犬の登録

犬を迎え入れた方法によって手続き方法が異なります。



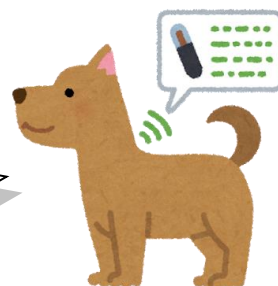
マイクロチップが装着されていて、環境大臣指定登録機関へ情報登録している犬は市への届出は必要ありません。

◆環境大臣指定登録機関での手続き

ペットショップやブリーダー等から受け取った登録証明書を使用して、登録情報をご自身の飼い主情報に変更し、新たな登録証明書の交付を受けてください。

マイクロチップを装着していて、環境大臣指定登録機関に情報登録している犬については、犬鑑札は交付されません。

犬の所在地や所有者の変更、死亡など、
今後の手続きは環境大臣指定登録機関で
行ってください。



【手数料】

- ・登録手数料： 400円（紙媒体だと1,400円）
- ・所有者の変更登録： 400円（紙媒体だと1,400円）
（所有者が変わる場合）
- ・登録証明書の再交付： 300円（紙媒体だと1,300円）
- ・登録事項の変更届出： なし
（所有者自身は変わらず、住所や電話番号等の登録事項が変わる場合）
- ・死亡の届出： なし

環境大臣指定登録機関

公益社団法人 日本獣医師会 ☎ 03-6384-5320

ホームページ <https://reg.mc.env.go.jp>



◆保健所・市役所・事務所での手続き

市で登録をすると、犬鑑札が交付されます。鑑札の装着は飼い主の義務です。紛失したら、再交付の手続きをしてください。

犬鑑札

八王子市

第

号

【登録手数料： 3,000円】

【鑑札再交付手数料： 1,600円】

◎引越し・譲渡などの場合・犬が死亡した場合は手続きが必要です。

犬の所在地や所有者が変わった場合、犬が死亡した場合は届出をしてください。



マイクロチップを装着していて、環境大臣指定登録機関に情報登録している犬については、環境大臣指定登録機関にて手続きしてください。市への届出は必要ありません。

① 犬が市内→市内に移動した場合

窓口で届出手続きが必要です。

② 犬が市外→市内に移動した場合

窓口で届出手続きが必要です。

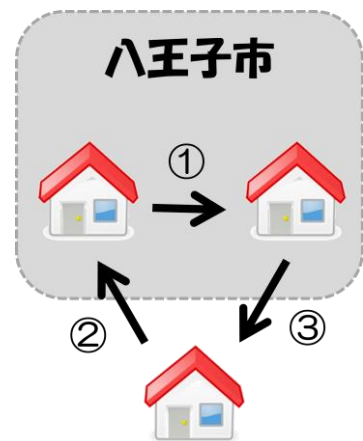
以前住んでいた市区町村の鑑札を持参してください。

③ 犬が市内→市外に移動した場合

転出先の市区町村で手続きが必要です。

八王子市の鑑札を持参して届出をしてください。

八王子市への届出は必要ありません。



マイクロチップを装着しているが、環境大臣指定登録機関以外に情報登録している場合は、登録している情報機関においても変更の手続きをしてください。

2 狂犬病予防注射

◆ 毎年1回狂犬病予防注射を受けましょう。

飼い主は犬に狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。

毎年4月1日から6月30日までの間に受けさせてください。



狂犬病ってなあに？

狂犬病はウイルスに感染した犬などにかまれて感染します。現在の医学では治療方法がなく、犬も人も発病すればほぼ100%死亡します。

日本では昭和32年以降発生していませんが、狂犬病が発生する危険は常にあります。狂犬病のまん延を防ぐために「狂犬病予防法」という法律が定められており、その中で飼い犬には毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

◆ 注射をしたら、狂犬病予防注射済票の交付を受けましょう。



窓口で交付手続きをしてください。



済票の交付は毎年度1回。
有効期限は記載年度内です。

手続きに必要なもの

- 狂犬病予防注射済票交付申請書（お知らせはがき）
- 狂犬病予防注射済証（紙の証明書で獣医師発行のもの）

【狂犬病予防注射済票交付手数料： 550円】

【狂犬病予防注射済票再交付手数料： 340円】

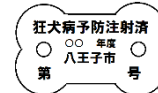
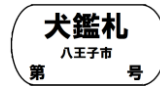
※ 集合注射では、注射時に狂犬病予防注射済票を交付します。

手続き窓口は、21ページをごらんください。

マイクロチップの装着と環境大臣指定登録機関への情報登録または鑑札の装着・狂犬病予防注射済票の装着は飼い主の義務です



首輪には必ず鑑札(交付されている場合)と狂犬病予防注射済票をつけましょう



飼い犬が迷子になってしまったら…

犬がいなくなったら、警察署(お近くの交番)、保健所、東京都動物愛護相談センターへご連絡ください。

犬が保護された場合、首輪に鑑札・注射済票がついていたり、マイクロチップが装着され、飼い主の情報が環境大臣指定登録機関に正しく登録されていると返還される可能性が高くなります。

マイクロチップの装着に関しては動物病院にご相談ください。

保護されている場合もあるので
落ち着いて連絡しましょう。
近くを探してみることも大切です。



※1

八王子市保健所 生活衛生課 動物衛生担当 ☎ 042-645-5113

八王子警察署 ☎ 042-621-0110

高尾警察署 ☎ 042-665-0110

南大沢警察署 ☎ 042-653-0110

東京都動物愛護相談センター多摩支所 ☎ 042-581-7435

災害時の備え

災害はいつ発生するかわかりません。
普段から飼育マナーに気を配り、ご近所の方々と
良好な関係を築いて、いざというときにお互いが
助け合えるようにしましょう。



日ごろから災害に備えましょう

- 鑑札、注射済票、迷子札、マイクロチップの装着
- 健康管理(ワクチンの接種、ノミの予防等)
- 避難場所、避難経路の確保
- ケージトレーニング
- 鳴き声やトイレなどのしつけ
- 緊急時に動物を預かってくれる方・場所の確保

※2

準備していますか？

- 常備薬
- エサと水(1週間分)、食器
- ケージ、リード、ハーネス等係留用品
- トイレ用品、ゴミ袋、タオル、ガムテープ
- 飼い主と一緒に写真、愛犬手帳



※2

避難所における飼育のルール

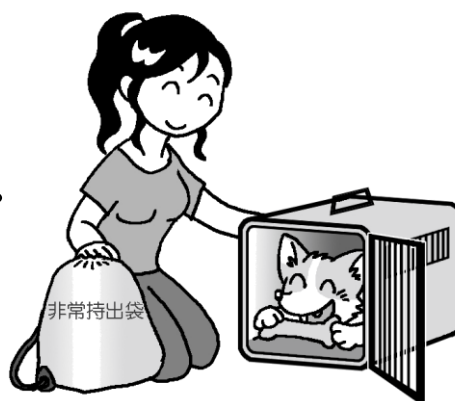
※同行避難の可否については、避難所管理者の判断に従ってください。

避難所にペットと同行避難した場合には、人と動物が気持ちよく過ごせるように、次のことを守りましょう。

飼育場所の管理は飼い主同士が協力し、責任を持って行いましょう。

- ① 動物は決められた場所で、ケージに入れるか、柱などにつないでおきましょう。
- ② 動物を室内(避難所)に入れないようにしましょう。
- ③ エサは決められた時間に与え、きちんと片づけをしましょう。
- ④ フン・尿は決められた場所でさせて後始末をしましょう。
- ⑤ 動物は逃がさないように注意しましょう。
散歩等の運動も決められた場所でさせましょう。
- ⑥ 原則として、動物の飼育に必要なもの(ケージや餌など)は、飼い主が用意しましょう。
- ⑦ 飼い主不明の動物がいる場合は協力して管理しましょう。

いざというときにも
いっしょにいたいね



健康にすごすために

動物由来感染症



動物由来感染症ってなあに？

動物由来感染症は、動物から人に感染する病気の総称です。

動物由来感染症には、人も動物も重症になるもの、動物は無症状で人が重症になるものなど病原体によってさまざまなものがあります。

代表的な動物由来感染症には、狂犬病（→11 ページ）、パストツレラ症、レプトスピラ症、エキノコックス症などがあります。

パストツレラ症

病原菌であるパストツレラ菌は、健康な犬や猫の口の中に存在し、これらの動物にかまれたり、ひっかかれたりすることで感染します。

動物ではほとんど無症状ですが、人では、かまれたりひっかかれたりした部位に炎症（腫れ、発赤、痛み）が起こります。また、抵抗力の弱い方はパストツレラ菌を吸い込んで呼吸器疾患や重症化することもあります。

レプトスピラ症

病原菌であるレプトスピラ菌は、保菌動物（犬、ネズミなど）の尿中に排せつされます。この尿に触れたり、汚染された水や土などから皮膚や口を介して感染します。

人では、発熱、悪寒、頭痛などから、重症の場合は黄疸や腎臓の障害などがみられます。

日常生活ではこんなことに注意しましょう



過剰な触れ合いは控えましょう

細菌やウイルス等が動物の口の中や爪にいる場合があります。動物を布団に入れて一緒に寝たり、箸などを共用したりすることは、濃厚に接触することになるので要注意です。



動物の身の回りは清潔にしましょう

ブラッシングや爪切り等、こまめに手入れをして清潔にしておきましょう。タオルや敷物は細菌が繁殖しやすいので、こまめな洗浄が必要です。



フン・尿はすみやかに処理しましょう

フンが乾燥すると空気中にたどって、吸い込みやすくなります。フン・尿に直接触れたり、吸い込んだりしないように気を付けて、早く処理しましょう。



動物にさわったら、必ず手洗い等をしましょう

動物の毛には寄生虫の卵等がついていることがあります。また、動物の唾液や粘液に触れたり、傷口等にさわってしまうこともあります。

動物にさわったら必ず手洗い等をしましょう。



※5



※5

健康の記録



◎予防接種の記録

狂犬病予防注射

接種年月日	注射済票番号	動物病院
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

その他の予防注射

接種年月日	ワクチンの種類	動物病院
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

◎フィラリア予防の記録

検査日		年	月	日	結果		陽性・陰性		
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
検査日		年	月	日	結果		陽性・陰性		
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
検査日		年	月	日	結果		陽性・陰性		
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
検査日		年	月	日	結果		陽性・陰性		
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
検査日		年	月	日	結果		陽性・陰性		
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
検査日		年	月	日	結果		陽性・陰性		
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
検査日		年	月	日	結果		陽性・陰性		
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
検査日		年	月	日	結果		陽性・陰性		
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
検査日		年	月	日	結果		陽性・陰性		
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
検査日		年	月	日	結果		陽性・陰性		
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
検査日		年	月	日	結果		陽性・陰性		
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/

◎ノミ・ダニ予防の記録

投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
投薬日	/	/	/	/	/	/	/	/	/

予備欄

.....

.....

.....



※5

飼い犬の手続き窓口

マイクロチップの情報登録（環境大臣指定登録機関）

公益社団法人 日本獣医師会 ☎ 03-6384-5320

ホームページ <https://reg.mc.env.go.jp>



八王子市保健所・市役所・事務所

	犬の登録			狂犬病予防注射済票		死亡届
	登録	鑑札 再交付	変更届	交付	再交付	
八王子市 保健所						
市庁舎1階 健康医療政策課	○	○	○	○	○	○
各事務所 ※八王子駅南口 総合事務所を除く						

※各手続きは郵送で行うこともできます。一部手続きについてはオンラインでのお手続きもできます。死亡届のみ、電話でもお手続きできます。お手続きの方法については八王子市ホームページをご覧ください。

八王子市 飼い犬 手続き



オンライン申請はこちら

八王子市 飼い犬 オンライン



※ご不明な点は下記担当へお問い合わせください。

八王子市保健所 生活衛生課 動物衛生担当(☎042-645-5113)

◆手続き窓口所在地一覧

名称	所在地
八王子市保健所	八王子市明神町三丁目19番2号 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟 5階
健康医療政策課(市庁舎1階)	八王子市元本郷町三丁目24番1号
浅川事務所	八王子市高尾町1652番地1
横山事務所	八王子市並木町15番15号
館事務所	八王子市館町156番地
由木事務所	八王子市下柚木二丁目10番地6
由木東事務所	八王子市鹿島111番地1
南大沢事務所	八王子市南大沢二丁目27番地 フレスコ南大沢公共棟1階
元八王子事務所	八王子市大楽寺町419番地1
恩方事務所	八王子市下恩方町3395番地
川口事務所	八王子市川口町908番地1
加住事務所	八王子市加住町一丁目170番地2
北野事務所	八王子市北野町549番地5
由井事務所	八王子市片倉町119番地4
石川事務所	八王子市石川町481番地

愛犬の遺体の処理

戸吹清掃事業所 ☎ 042-691-2891

館清掃事業所 ☎ 042-665-2531

または、民間のペット霊園へご相談ください。

高齢犬の表彰

東京都獣医師会 八王子支部

ホームページ <http://hcj-hva.greater.jp/festival.html>



連絡先メモ

かかりつけの 動物病院（獣医師）	病院（獣医師）名 _____ 住所 _____ ☎（ ） —
かかりつけの 動物病院（獣医師）	病院（獣医師）名 _____ 住所 _____ ☎（ ） —
緊急預け先	名称 _____ 住所 _____ ☎（ ） —
	名称 _____ 住所 _____ ☎（ ） —
	名称 _____ 住所 _____ ☎（ ） —
	名称 _____ 住所 _____ ☎（ ） —

飼い犬がひとをかんだ場合には

1

被害者のケガの手当てや病院への搬送

2

犬を落ち着かせて隔離する

3

保健所へ届け出る

4

獣医師に犬を検診してもらう

5

再発予防の措置

届出は 24 時間以内に！
とりあえずは電話でも可
八王子市保健所
☎042-645-5113



※6



※6

※ひとをかんだ飼い犬を
保健所が強制的に収容
することはありません。

八王子市動物の愛護及び管理に関する条例

第 17 条(事故発生時の措置)

- 1 飼い主は、その飼養又は保管する動物が人の生命又は身体に危害を加えたときは、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生時から 24 時間以内に、市長に届け出なければならない。
- 2 犬の飼い主は、その犬が人をかんだときは、事故発生時から 48 時間以内に、その犬の狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない。

愛犬の情報

飼い主	名前	
	住所	
	電話番号	

飼い犬	名前	
	種類	
	毛色	
	性別（避妊去勢手術）	おす ・ めす （ 済 ・ 未 ）
	生年月日	年 月 日
	鑑札番号	年度 第 号
	マイクロチップID	
	こう傷歴	あり（ 年 月） なし
	病歴、服用中の薬、アレルギー等	
	性格	

愛犬の写真

撮影日 _____ / _____ / _____

出典

- ※1 イラスト：環境省パンフレット「まいごにしないで すてないで」より
- ※2 イラスト：環境省パンフレット「備えよう！いつもいっしょにいたいから」より
- ※3 イラスト：環境省パンフレット「見つめ直して人と動物の絆」より
- ※4 イラスト：環境省パンフレット「もっと飼いたい？」より
- ※5 イラスト：環境省パンフレット「あなただけにできること ー動物の繁殖制限ー」より
- ※6 イラスト：東京都パンフレット「知らなかったじゃすまされない 咬傷事故編」より



八王子市観光PRキャラクター
「はっちお〜じ」

編集・発行 / 2015年(平成27年)5月
改訂 / 2024年(令和6年)4月

八王子市保健所生活衛生課
〒192-0046
東京都八王子市明神町三丁目19番2号
東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟5階
電話 042-645-5113 (直通)